

令和3年第5回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和3年5月25日(火)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和3年5月25日 午後2時32分							
閉 会	令和3年5月25日 午後3時55分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	#N/A	出席		荒井 晃一	—	木暮 剛	—
	2	松本 信次	出席		今井 徹	—	野本 照夫	—
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	—	馬場 勝美	—
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	—	関口 正	—
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	—	渡邊 仁	—
	6	萩原 豊	出席		河野 博	—	秋池 功	—
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	—	岡野 孝	—
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	—	伊藤 清	—
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	—	三ツ木 宏之	—
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	—		
	11	岩崎 新一	欠席		金子 善行	—		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	—		
	13	島田 豊	出席		安野 悦男	—		
議事録署名人			萩原 豊 ・ 加藤 豊					
議事参与			堀越 延年 ・ 野本 佳永 ・ 下山 優美					
書 記								

顛末

開会 午後2時32分

【代理】 これより、令和3年第5回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正をお願いします。

【事務局】 訂正が2か所あります。2ページの議案第19号「農地法第4条の規定による転用許可申請」番号1の転用目的「住宅敷地」とありますが、「農家住宅（敷地拡張）」に、3ページの議案第20号「農地法第5条の規定による転用許可申請」番号30の転用目的「住宅の敷地拡張」とありますが、「自己用住宅（敷地拡張）」に、同じく3ページの議案第21号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての説明願」の番号「4」を「5」に訂正をお願いいたします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号6番 萩原 豊 委員、番号7番 加藤 豊 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。
議案第18号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第18号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 5件 8筆

番号8
受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。
経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は450日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は223.50アールであり、管内の下限面積50アールに達していません。自宅から申請地までは約120メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響も

	なく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊秋夫 農業委員】	番号8について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できるかと判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号9ですが、番号10と受人が同一案件のため一括にて審議します。それでは、事務局より内容説明をお願いいたします。
【事務局】	番号9 番号10 受人は畑作を中心とした農業経営を行っております。 経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は270日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は71.38アールであり、管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約150～900メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

<p>【藤村徳之 農業委員】</p>	<p>番号9・10について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できると判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号11について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号11 受人は花きを中心とした農業経営を行っております。 経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,100日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は264.06アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約300メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【加藤 豊 農業委員】</p>	<p>番号11について調査してまいりました。受人は、花きを中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、花きを作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できると判断し</p>

	<p>ます。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号12について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号12 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。 経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は360日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は135.14アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約800メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【大賀文吉 農業委員】	<p>番号12について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できるかと判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。</p>

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第18号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第18号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第19号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案第19号 農地法第4条の規定による転用許可申請 1件 4筆</p> <p>番号1 受人は、稲作を中心とした農業経営を行っています。今回、農家住宅の土地の地目が農地であることが判明しましたが、申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅の敷地拡張として申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【酒巻貞夫 農業委員】	番号1について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。農家住宅の敷地拡張ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。

	<p>また、申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第19号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第19号について原案のとおり決定いたしました。議案第19号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第20号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案第20号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 3件 5筆 使用貸借権の設定 4件 6筆</p> <p>番号25 受人は、現在市内の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を申請人の父から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【江原浩昭 農業委員】	<p>番号25について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地</p>

	<p>(原則不許可農地) に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界には土留めを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号26について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号26 受人は、市内で金物商を営んでいます。事業拡大にともない既存の資材置場が手狭となり、近隣で土地を探したところ、既存の資材置場に隣接する本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【矢部英利 農業委員】	<p>番号26について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地(その他の農地)に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。資材置場を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>

	<p>また、隣接農地との境界には鉄鋼塀を設置し、雨水は宅内浸透処理とします。転用後は隣地に農地はなく、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号27について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号27 受人は、現在市内の借家に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を申請人の父から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【島田 豊 農業委員】	<p>番号27について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界にはブロック塀を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路内排水管に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号28について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号28 受人は、現在市内の実家に両親及び家族9人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	番号28について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。 また、隣接農地との境界にはブロック塀を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号29について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号29 受人は、現在市内の借家に家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を申請人の妻の父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村徳之 農業委員】	番号29について調査してまいりました。申請地は農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建設するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。 また、隣接農地との境界にはブロック塀を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻貞夫 農業委員】	申請人（受入）が連名の場合、持分の記載は必要ないのか。また、連名の理由はどういったものがあるのか？
【事務局】	今回は番号25・29番の申請人（受入）が連名で申請されておりますが、申請人（受入）に持分を記載する場合は、ほぼ、権利の種類が所有権移転の場合です。これは法務局にて所有権移転登記をする際に、持分を明確に記載する必要があるためです。今回の25・29番の権利の種類は使用貸借権の設定のため、持分の記載の指導はしておりません。また、連名の理由ですが、申請人そ

	れぞれの都合によりますが、一般的には、住宅取得控除の関係や住宅を建築する際の指導によるものだと思います。
【議長】	ありがとうございます。他に質問がある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号30について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号30 受人は、申請地の隣接地に家族3人で暮らしています。現在の住宅には車を置く場所がないため駐車場を計画し、土地を探したところ、本申請地を申請人の祖父から借り受ける話がまとまり申請するものです
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村徳之 農業委員】	番号30について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。 また、隣接農地との境界には既存のブロック塀があり、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号31について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号31 受人は、現在市内の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号31について調査してまいりました。申請地は農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建設するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。また、隣接農地との境界にはブロック塀を設置します。雨水は宅内浸透処理とします。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第20号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第20号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。

	<p>続きまして、議案第21号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号4について、島田 豊農業委員より議案説明をお願いいたします。</p>
【島田 豊 農業委員】	<p>番号5 この件につきまして、令和3年5月18日に事務局とともに調査したところ、番号5について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。</p>
【議長】	<p>ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>それでは採決を行います。議案第21号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第22号 農業委員会事務の実施状況等の公表について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案第22号について説明いたします。 平成28年4月1日からの改正農業委員会等に関する法律の施行により、農業委員会は、農地等の利用の最適化推進状況やその他事務の実施状況を公表し、農林水産省がこれを取りまとめて公表することとなりました。 このため、鴻巣市農業委員会では活動計画及び活動の点検・評価を作成し、農業委員会定例会で決定した後、県を通じて国へ報告するとともに、市ホームページに公表することとなります。 お手元の資料「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧ください。 (点検・評価の説明)</p>

	次に、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」をご覧ください。 (活動計画の説明)
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	それでは採決を行います。議案第22号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第23号 令和3年第1回鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。本議案には〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇が、借受人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっておりますことから、該当の農業委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。 したがって、この後の議事進行は会長代理の松本 信次農業委員に一任します。 (指名された委員の退出) (議長の交代)
【臨時議長】	ただいま、臨時議長に指名いただきました、松本でございます。臨時議長という大役を果たすため、皆様のご協力をいただきながら議事を進行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第23号 令和3年第1回鴻巣市農用地利用集積計画について事務局より議案説明をお願いいたします。

<p>【事務局】</p>	<p>議案第23号 令和3年第1回鴻巣市農用地利用集積計画について 議案書4ページに新設定、再設定ごとに合計を記載させていただきました。 利用権の新設定は、田 141,295 m² 畑 65,046 m² 246 筆 再設定は、田 222,808 m² 畑 86,562 m² 347 筆 合計しまして、515,711 m² 593 筆です。 以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。 具体的には次の3つの要件です。 ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること ② 利用権の設定等を受けた後において、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、 ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、 ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること 各筆明細並びに個別の申出書の内容につきましては、地区審査会時にご確認いただいたとおりになります。以上、議案説明を終了します。</p> <p>【臨時議長】 事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。</p> <p>【一同】 (質問なし)</p> <p>【臨時議長】 それでは採決を行います。議案第23号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【一同】 (全員挙手)</p> <p>【臨時議長】 挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第23号は原案のとおり承認いたします。</p> <p>(退出した委員の入室)</p> <p>皆様のご協力により、無事、議事が進行いたしました。これにて臨時議長の席を退席させていただきます。</p>
---------------------	--

<p>【議長】</p> <p>【代理】</p> <p>【議長】</p> <p>【事務局】</p> <p>【会長代理】</p>	<p>松本委員、ありがとうございました。</p> <p>続いて、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和3年4月13日～令和3年5月10日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出 2件 3筆 651㎡</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table border="0"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>16件</td> <td>22筆</td> <td>3,249㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>353㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>17件</td> <td>22筆</td> <td>4,253㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告お願いいたします。</p> <p>まず、農業委員の方から何かありますか。</p> <p>①緑の募金（親睦会から手数料込み1万円）委員に報告する。</p> <p>最後に事務局から何かありますか。</p> <p>①保留にした【農地改良（一時転用）】について、</p> <p>②酒巻貞夫農業委員の問題提起について</p> <p>③生産緑地地区の農業従事希望者への斡旋について</p> <p>これをもちまして、令和3年第6回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和3年6月25日（金）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時55分</p>	所有権の移転	16件	22筆	3,249㎡	使用貸借権の設定	1件	1筆	353㎡	合計届出件数	17件	22筆	4,253㎡
所有権の移転	16件	22筆	3,249㎡										
使用貸借権の設定	1件	1筆	353㎡										
合計届出件数	17件	22筆	4,253㎡										